旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成28年２月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①エポックトラベル　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業　第３－686号　④岡田　和久　⑤那須営業所　栃木県那須塩原市末広町53－119　⑥平成25年５月14日　⑧平成27年４月14日　⑩300万円　⑪栃木県知事　⑫栃木県那須塩原市末広町53－119　岡田　和久

Ｂ　①グリーンマップＫ　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３－320号　④グリーンマップＫ　群馬県伊勢崎市平和町18番４号　須田健一　⑤本社営業所　群馬県伊勢崎市平和町18番４号　⑥平成６年12月14日　⑧平成27年12月13日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県伊勢崎市平和町18番４号　グリーンマップＫ　須田健一

Ｂ　①ＦＵＮｔｏＦＵＮ株式会社（日本医療旅行社）　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6386号　④ＦＵＮｔｏＦＵＮ株式会社　東京都千代田区神田岩本町１－14ＫＤＸ秋葉原ビル３階　代表取締役　櫻木亮平　⑤国際事業部　東京都千代田区神田岩本町１－14ＫＤＸ秋葉原ビル３階　⑥平成22年12月16日　⑧平成27年12月16日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫ＦＵＮｔｏＦＵＮ株式会社　東京都千代田区神田岩本町１－14ＫＤＸ秋葉原ビル３階　代表取締役　櫻木亮平

Ｂ　①株式会社スカイトラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2111号　④株式会社スカイトラベル　大阪市阿倍野区文の里４丁目21番30号　代表取締役　小林繁昭　⑤本社営業所　大阪市阿倍野区文の里４丁目21番30号　⑥平成13年３月13日　⑧平成28年１月13日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市阿倍野区文の里４丁目21番30号　株式会社スカイトラベル　代表取締役　小林繁昭

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成28年２月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ユニオン観光　②第２種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第２－139号　④株式会社ユニオン観光　南魚沼市六日町473番地１　代表取締役　山崎君江　⑤本社営業所　南魚沼市六日町473番地１　⑥昭和54年７月23日　⑦平成27年12月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社太陽観光　②第３種旅行業　③長崎県知事登録旅行業第３－132号　④有限会社太陽観光　佐世保市皆瀬町２番地３　清算人　平田慶子　⑤本社営業所　佐世保市皆瀬町２番地３　⑥平成16年９月16日　⑦平成27年11月30日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①トラベル倶楽部　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－482号　④佐藤百合子　佐野市葛生西１丁目10番15号　⑤本社営業所　佐野市葛生西１丁目10番15号　⑥平成７年３月29日　⑦平成27年12月11日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社那珂川旅行社　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－366号　④有限会社那珂川旅行社　那須郡那珂川町恩田310番地　清算人　齋藤忠夫　⑤本社営業所　那須郡那珂川町恩田310番地　⑥昭和58年４月25日　⑦平成28年１月６日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①ＳＴトラベル　②第３種旅行業　③富山県知事登録旅行業第３－232号　④釣谷滋　高岡市下牧野315番地２　⑤本社営業所　高岡市下牧野315番地２　⑥平成14年２月８日　⑦平成27年12月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社旭友エージェンシー　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２－69号　④旭川電気軌道株式会社（合併前、株式会社旭友エージェンシー）　旭川市三条通十八丁目左３号　代表取締役　河西利記　⑤本社営業所　旭川市豊岡三条二丁目２番19号　⑥昭和45年６月２日　⑦平成28年１月14日　⑧223万円　⑨1115万円

Ａ　①ダイヤ観光　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２－450号　④大野ひさ子　稲敷郡河内町長竿1603番地１　⑤本社営業所　稲敷郡河内町長竿1603番地１　⑥平成11年２月22日　⑦平成28年１月８日　⑧220万円　⑨1100万円

Ｂ　①国際トラベルサービス株式会社　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第２－149号　④国際トラベルサービス株式会社　高崎市東貝沢町三丁目24番地２　代表取締役　箱田英彦　⑤本社営業所　高崎市東貝沢町三丁目24番地２　⑥昭和47年11月10日　⑦平成26年９月18日　群馬県知事登録旅行業第３－149号　⑧160万円　⑨1100万円

以上８件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博